

【裏 面】

(提出にあたってご確認ください)

※ 千葉県被災者生活再建支援金支給申請書の提出時に、
本依頼書をあわせてご提出ください。

※ 解体確認を行うために必要ですので、「解体業者が発
行する解体証明書」を添付してください。

(申請後の手続について)

- 1 発行までに、必要に応じ、電話による問い合わせや被災住宅の現地確認をさせていただきます。
- 2 本申請書により発行した解体確認書は、申請者へ送付
することはありません。